会 議 録

A = + TI.			
会議の名称	令和4年度第1回上尾市行政改革推進	委員会	
開催日時	令和4年8月25日(木) 14:	00~15:20	
開催場所	庁議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 井上 繁		
出席者(委員)氏名	井上 繁、三井田 晴宏、鈴木 委一 矢島 由美子、大野 宣子、高梨 光		
欠席者(委員)氏名	井上 和人、大澤 哲也		
事務局(庶務担当)	行政経営部長 長島 徹、同次長 池 行政経営課長 本郷 美代子、同主幹		榎本 圭佑
1 議 題		2 会議結果	
会 (1) 上尾市行	攻改革プランの進捗管理について	報告・説明と質疑点	心答
議事項	攻攻革プランの進捗管理について	報告・説明と質疑が	心答
議事	以政革ファンの進捗管理について 別紙のとおり	機告・説明と質疑が	2人
· 議事項			

医髓性 多种 的复数 医 医的 医原质 不得數 複數 医角性角膜膜

●令和4年度第1回上尾市行政改革推進委員会

1 委員会開会

司会

(行政経営部長)

それでは令和4年度第1回上尾市行政改革推進委員会を開会いたします。 私は、司会進行を務めさせていただきます行政経営部長の長島と申しま す。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の委員会では8名の委員さんに出席いただいております。

条例第6条第2項に規定された定足数である委員の過半数の出席がございますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

本日は、『上尾市行政改革プランの進捗管理について』ご報告及びご説明をさせていただき、ご意見を賜りたいと考えております。

それでは、ここからは条例第5条第2項の規程に基づき、井上委員長に 会議の進行をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

2 会議の公開について

井上 繁委員長

それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。

次第の2ですね。会議の公開について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(行政経営課長)

本委員会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、同指針策定後の初めての委員会において「原則公開」ということで採決されておりますことをご報告させていただきます。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。それでは事務局に確認いたします。本 日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事務局

(行政経営課長)

傍聴者が2名いらっしゃいます。

井上 繁委員長

2 名いらっしゃるということでございます。ただいまから、その方に入場していただきます。事務局はご案内をお願いいたします。

議事に入ります前に、傍聴者に、傍聴上の留意事項についてご説明申し 上げます。

先ほど事務局から傍聴要領をお配りいたしましたが、これをよくお読み いただき、遵守してください。

また、傍聴要領に反する行為をした場合は、退場していただく場合がありますのでご注意ください。

3 議題

それでは次第の3議題に入ります。

初めに、(1)ですね、「上尾市行政改革プランの進捗管理について」ということでございますが、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

それでは、上尾市行政改革プランの進捗管理について説明させていただ

(担当者)

きます。資料1の「上尾市行政改革プラン 進捗管理シート一覧」をご覧ください。1枚目はページ番号をふっておりませんが、令和3年度の実績について、各課に照会した結果を総括表としてまとめたものです。

この総括表ですが、令和3年度の項目ごとの単年度の進捗状況を記載するとともに、金額として削減等があったものについては効果額を記載させていただきました。その結果、令和3年度の取組による合計の効果額は約4億7千万円でございました。

また、項目名称のすぐ右の列に「進捗状況」が記載してあります。この 進捗状況は、各項目の「令和3年度実施内容(予定)」と照らして判断し、 「順調」が17項目、「一部遅れ」が6項目となりました。本日はすべての 項目について説明をさせていただきますが、まず項目番号1から14まで説 明させていただき、ご意見をいただきまして、その後、残りの15番から 23番までを説明いたします。

次に個別の進捗管理シートの枠組みを簡単に説明します。1ページをお願いします。ページの中ほど左側に「令和3年度実施内容(予定)」とございますが、この欄は1年前の年度当初に設定したものになります。その右側が今回各課から報告いただいたものでございまして、令和3年度の結果と、効果額として表せるものについては、その額と算定方法を記載しております。また、この結果に基づいて、令和4年度以降の実施内容を入力してあります。

それでは、1ページをご覧ください。項目の1つ目、「新たなデジタルツールの活用」から説明させていただきます。こちらの項目については、予定どおり、上尾市ICT化推進計画の策定を完了いたしましたので進捗状況については、「順調」となっております。

次に3ページをご覧ください。項目2「ペーパーレス化の推進」の項目になります。まず、電子決裁システムについては、予定通り令和4年の3月に稼働をいたしまして、電子決裁化率は当初の目標を上回る89%となりました。このことから、電子決裁化率の目標を95パーセントに修正しました。

また、タブレット端末の活用については、端末を増設し、あわせて庁内で移設可能な無線ルータを2台導入し、活用を図っております。このことから、進捗状況は「順調」となっております。

5ページをご覧ください。項目3「テレワーク推進のための環境整備」です。テレワークの環境整備として、ガイドライン等の整備やパソコンの貸し出しの検討を予定しておりましたが、テレワーク実施ガイドの作成をし、リモートアクセス環境の構築、パソコンを使っての実証実験を行いましたので、進捗状況は「順調」としております。

7ページをご覧ください。項目 4「老人福祉センターことぶき荘の見直し」です。令和3年度の実施予定が「関係部署と連携し方針を決定する」となっていたところですが、関係部署との調整に時間を要したため、健康福祉部の方針の作成にとどまり、市としての方針の決定に至りませんでした。そのため、進捗状況は「一部遅れ」としております。

9ページをご覧ください。項目 5「補助金の見直し」の項目です。実施予定では補助金の見直し基準の作成を進め、基準の適用についていつから反映させるか判断するとなっておりましたが、論点の整理をするにとどまり、基準の適用について決定ができなかったため進捗状況は「一部遅れ」としております。

11ページをご覧ください。項目6「効率的な土日開庁の実現」です。開

庁職場ごとの来庁者数、電話受付件数等の現状確認、県内各市町村の状況 調査は行いましたが、来庁者数の減少の要因について分析を十分に行うこ とができなかったため「一部遅れ」としております。

13ページをご覧ください。項目7「学校給食の公会計化」です。学校給食の公会計化にあたって予算要求時に必要な、会計科目、各校から市会計への歳入方法等の確認や条例案等について検討を行いました。また、関係機関の共同調理場との協議を実施し、令和5年度の導入に向けた準備を行いましたので、進捗状況は「順調」となっております。

15ページをご覧ください。項目8「転用可能教室の活用」です。予定どおり東町小学校に放課後児童クラブを新設したので、進捗状況は「順調」です。効果額としては過去実績で算出した建設単価平均値と今回の建設単価を比較し、東町小放課後児童クラブの延床面積をかけて算定し、効果額は4,974万6千円となります。

17ページをご覧ください。項目9「小学校給食調理業務の委託化」です。 市が直営で小学校給食調理業務を行う場合の経費と、22校全校委託した場合、一部委託した場合の複数の経費の積算を行い、他市町からの委託化の 見解、課題等について調査を行いましたので、進捗状況は「順調」として おります。

19ページをご覧ください。項目10「保育所給食調理業務の委託化」です。子ども子育て支援複合施設の給食委託について、直営で行う場合と委託する場合のコスト比較を行いましたが、委託化によるコスト削減にはつながりませんでした。このため、今後は市内の公立保育所全体の給食民間委託によるコスト比較を行い、検討を行っていくこととしましたので、令和3年度の進捗状況としては「順調」としております。

21ページをご覧ください。項目11「ごみ定期収集業務の委託化」です。プラットホーム受入れの業務の委託化については全面委託化について調整し、新たな業務体制を整えたが、粗大ごみ収集業務の委託化について検討を行うことができなかったため「一部遅れ」としております。また、人件費については、フルタイム再任用が2名減となっておりますので、効果額として1,905万6千円としております。

23 ページをご覧ください。項目 12 「証明書発行センター業務の委託化」です。委託化を実施した場合の課題について、関係課と協議を行いました。また、ICT化やキャッシュレス決済については、県内他市の実施状況を調査、照会し情報収集を行ったり、システム提供事業者に対しヒアリングを実施しましたので、進捗状況は「順調」としております。

25ページをご覧ください。項目 13「総合的な公園管理業務の実現」です。 展示動物の寿命年表や動物取得計画について作成し、令和 5 年度以降の職員体制について公務員の定年延長などについて確認して、今後の職員体制の検討を行いましたので、進捗状況は「順調」としております。

27ページをご覧ください。項目 14「図書館業務のさらなる委託化」です。 令和3年度から令和5年度の3年間の長期継続契約を締結し、安定したサービスを提供するとともに、委託料の削減が実現できましたので、進捗状況は「順調」としております。また、効果額については令和2年度の委託金額と令和3年度の支払額を差し引きまして、777万2千円としております。

こちらで 14 項目目までの説明が終わりましたので委員の皆様からご意 見いただければと思います。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、説明していただいた項目について、ご意見、ご質問があればいただきたいと思います。その際、資料にページ番号が振ってありますので、具体的な質問の際には最初にページ番号を言っていただければわかりやすいかと思います。

高梨委員

資料の3ページ、項目でいうと「ペーパーレス化の推進」ですが、取り 組み状況として、電子決裁システムの導入とタブレット端末の台数が書か れております。こちらはペーパーレスに向けた手段だと思うのですが、今 回効果・削減等の額が記載されていません。タブレットなどを導入するの はあくまでもペーパーレス化の推進のための手段なので、実際はどれだけ ペーパーレスが進んだかというのを、進捗管理する必要があると思います。 ペーパーレスが進みますと、県庁ですと、コピー代は単価契約になってお り、紙もそれぞれの部署で買っているんですけれども、確実に削減額が出 ております。ある基準年を定めて、埼玉県の場合は、令和2年度の60%削 減を目標にしているんですけども、達成できているか達成できてないかも 庁内で公表されておりまして、達成できなかった場合にはその理由も記載 しなきゃいけないというような形で、徹底したペーパーレスを進めており ます。今回、タブレット端末を買った台数をもとに評価を「順調」として いるのは、ちょっとおかしいかなという印象を受けましたので、各年度に ついて本来であれば削減率が何%であったかというのを基準年を定めて管 理していく必要があると思います。

事務局 (担当者)

こちらおっしゃっていただいたとおり、どういった指標を持っていくかというところになるかと思います。今回電子決裁システムの導入が令和 4年3月ということで、令和3年度の取り組みとしては1ヶ月程度となっております。

担当課の総務課とも協議をさせていただいて、何かしら効果が、その紙の削減という部分で出せるかというところを話し合いましたが、なかなか1ヶ月だと今のところ見えない状況だったということで今回の効果・削減額の算定方法は、何も記載してないという状況になっております。令和4年度以降、そこの算定の部分について何かいい方法がないかというのは、継続して話をしておりますので、今年度、電子決裁が1年通してできるということになりますので、紙の削減になるのか、何かしら他のものになるのかちょっと検討させていただければと思います。

高梨委員

「ペーパーレス化の推進」という項目であれば、指標は紙の削減だと思いますよね。紙の削減か何かというのは、ちょっと腑に落ちなかったところはあります。

それと電子決裁を進めるというのは一つの大きな柱だと思うんですけれどもペーパーレス化というのは別に電子決裁だけでできるものではなくて、タブレットを購入されてますので、会議のときに紙で印刷するものをタブレットに変えたりとか、そういったものが、例えば内部の会議なんかでも今まで県庁もそうでしたけど全て紙を用意していたものを、今は一切用意ができませんので、そういった日々の取り組みが、大きくペーパーレス化に寄与する部分もございますので、多分電子決裁だけであの数字を出していくということではないのかなと思いますので、今後については、他

のことを考えるのではなくて、やはりペーパーレス化の推進であれば、紙 の削減なのかなという気はしますけど。

井上 繁委員長

次年度の報告の時には十分にご検討いただければと思います。他に何か ありますか。

鈴木委員

電子決裁化率が89%ということですが、残りの11%はどのようなものがあるのでしょう。

それと、タブレット端末は会議用だけのものなのでしょうか、それとも 個人にも配られているのでしょうか。

あと、無線 LAN 環境を提供するとありますが、前の職場では無線 LAN を やめて有線 LAN にということもやったのですが、セキュリティなどはどの ようになっているのでしょうか。

事務局 (担当者)

まず電子決裁化率は 89%というところで残りの 11%がどういったものかというところになるかと思います。

伺っている話としては、行政委員会である選挙管理委員会などで委員長 が職員ではない場合について、決裁の登録をするんですけれども、最終的 な決裁は委員長ということで職員ではない委員長がおりますのでそういっ たところでは紙の決裁で対応をしているということです。

あとは、当初導入したときに、慣れていなかった部分があって、課によっては電子決裁をあまり使っていなかったところがあったようです。その部分について、令和4年度の取り組みにも総務課で記載しておりますが、電子決裁を使えるものについては使っていくということで、指導を行い、電子決裁化率を高めていきたいとなっております。

また、タブレット端末については、今現在、職員のデスクにあるパソコンとは別にWEB会議用として増設したものとなります。

また、セキュリティなどの部分でございますが、今回の無線LANを構築したタブレットにつきましては、個人情報等は扱わないという形で、WEB会議専用に使うという形の運用で、今は行われているという状況になっております。

鈴木委員

そうすると、パソコンは1人1台ぐらい配備されていると思うのですが、 それを持っていくわけにはいかないのですか。

事務局 (担当者)

現在、職員が使用しているパソコンは有線LANを前提に構築しております。説明会などのWEB会議であれば自席で対応することもしておりますが、双方向でやり取りする場合には会議室等で無線LANを使用し、WEB会議を行うという運用をしております。

鈴木委員

そうするとタブレット端末は最終的には何台ぐらい導入する予定でしょうか。

事務局 (担当者)

担当課に確認しているお話ですと、要望があればというところで、今現在 25 台増設した状態ですと、フル稼働しているという状態ではないようです。今後、デスクにあるパソコンを、そもそも無線LANで使えるようにするという議論はあるみたいですけれども、今のところタブレット端末をここから増設することはないのかなというふうに聞いております。

鈴木委員

自分の使っているパソコンの方が使いやすいと思うのですが、その辺は 大丈夫なのですか。

事務局 (担当者)

今のところWEB会議で使っているので、そこまで支障はないと考えております。

山田委員

13ページの7番「学校給食の公会計化」と17ページの9番「小学校給食調理業務の委託化」ですが、こちらは連動している事業なのでしょうか。小学校給食の経費の徴収が大変なので、市が代わりにやるということだと思うのですが、その見通しがたったら、市が業務委託をするというような方向で動かれているのでしょうか。

この項目7番は市がやってくれると小学校は大分助かると思いますし、これをやることによって安定的に給食費などが回収できるような目処が立っていらっしゃるのかなということをお聞きしたいのです。

事務局 (行政経営課長)

シンプルに結論を申し上げますとこの7番の公会計化と9番の給食の委託化は、連動はしていません。

それぞれで考えております。山田委員さんのおっしゃるとおり、学校給 食の公会計がなぜ必要かといいますと、今給食費を各学校で集めていて、 たまに滞納が実際あるんですけども、そういったときには、担任の先生と か場合によっては校長先生とかが回収に行っていると。そういったことは 教育の面ではなく行政の面でやるべきだということが、文科省の方からも 言われているので、公会計化に移るということになっております。

一方9番の方の給食調理業務については、上尾市の小学校は各校で調理をしている状況です。そのため、各学校に給食調理員を正規職員として配置して、今まで来ていたんですけども、一方で学校給食については民間業者もやってらっしゃいます。

そういったところでどちらが効率的、効果的なのかというのを、この行革の中で検討していきたいという、そういった住み分けになります。

鈴木委員

23ページの証明書発行センター業務の委託化になります。

ICT 化ということで、詳細を調査しというふうになっておりまして、その結果、他市の状況を調査したということになっているのですが、住民票等の電子申請や窓口申請のペーパーレス化以外になにかありますか。それと、他市の導入後の状況を調査したということですが、本市で導入する際に解決する課題を検討するとなっていますが、どのような課題があるのでしょうか。それと令和4年度の実施内容予定のICT化の中にキャッシュレス決済導入に向けて課題をまとめるとありますが、上尾市のICT化推進計画に位置付けられたキャッシュレス化の計画なんでしょうか。それによりますと、少なくとも令和7年度までには、キャッシュレス化をしなければならないのですが、令和4年度以降の実施内容に取組内容が書かれていないようなのですが。

事務局 (担当者)

証明書発行センター業務の委託化で皆さんご存知かもしれませんが、自 治体のシステムに関しての標準化というものが国主導で令和7年度までに 行うというふうになっております。

当然住民票等についても、その中の項目の一つになっております。標準

化の仕様書という、システムをこういうものにしてくださいというものがまだ完全に決まっていない状態でございます。そんな中、他の市町村では、そういったものにも先駆けて、電子申請であったり、書かない窓口であったりということで、スタートさせているところです。標準化したシステムがどうなっていくのかっていうのをもうちょっと見たいというか、見てから対応した方がいいんじゃないかというところがあります。

次に、キャッシュレス決済についてですが、こちらについては、令和7年度を待たずというかできるだけ早い段階でというのは、ICT 化推進計画にもおっしゃっていただいたようにキャッシュレス化の推進という項目は入っている状況になりますので推進していくということになります。いくつか課題がある中では、やはりコスト面の課題があります。サービスとしては、来ていただく住民の方に対しては、キャッシュレス化ということで、便利になる側面しかないとは思うんですけれども、やはり一件いくらとかいう、コストの部分がかかってきますので、そちらの方との折り合いとかもつけてというところになってくるのかなと思っております。

鈴木委員

24ページの令和6年度の実施内容予定になるのですが、会計年度任用職員による現在の運用とあるんですけど、「現在」というのが分かりにくいかと思います。

事務局 (担当者)

こちらは令和3年度の状況だと思いますが、ちょっとわかりにくいかな と思いますので、担当課と調整させていただきます。

井上 繁委員長

それでは、まだご質問、ご意見等があるかと思いますが、残り半分がありますのでいったん説明を進めさせていただきます。後ほどの質問の時に前半部分を質問していただいても結構ですので、とりあえず先に進めて参ります。

では、事務局からの説明をお願いします。

事務局(担当者)

それでは続いて、15 項目目から 23 項目目について説明させていただきます。

29 ページをご覧ください。「市税等の収納対策」になります。税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料について、各課で取組を行い、令和2年度との比較ではすべての項目について収納率が上昇しましたが、介護保険料と下水道使用料について、目標の収納率には達しなかったため「一部遅れ」としております。また、効果額につきましては、令和2年度の納税率と令和3年度の納税率を比較して、それぞれ算出いたしまして、効果額は1億123万3千円となっております。

32 ページをご覧ください。「企業版ふるさと納税の推進」になります。 予算編成方針などで、新規事業、拡充事業への企業版ふるさと納税の活用 の依頼を行い、3 事業に対し 4 社の企業から寄附がありましたので、進捗 状況としては「順調」としており、効果額として寄付の合計額 2,160 万円 としております。

34 ページをご覧ください。「企業立地の推進及び新たな行政サービスの 創設による歳入増と歳出減への取組」になります。企業立地については、マッチング支援体制の整備等を行い、県や金融機関と意見交換を行い、協

力を依頼しましたが、優遇制度については具体的な制度設計には至りませんでした。

ごみの減量化については地域リサイクルの推進や出前講座、環境パネル展などを実施し、意識啓発を行い、ごみの搬入者の確認やごみ検査を実施し、ごみの適正化を図りました。令和3年度の可燃ごみ排出量としては前年度比-1,103 t 減量することができました。

また、その他の取組として、ネーミングライツ事業と封筒印刷業務の無 償作成をあげました。

歳入増の取組として、ネーミングライツ事業では、上尾市民球場で正式 名称とは別に愛称を命名する権利のパートナーを公募し、審査を経て、ネ ーミングライツ契約を行いました。

歳出減の取組として企業と広告入り封筒作成及び無償提供に関する協定 を結び、従来行っていた封筒作成業務の委託を行わずに封筒を準備しまし た。

このように様々な取組を行いましたが、企業立地において優遇制度については具体的な制度設計に至っておりませんので、進捗状況については「一部遅れ」としております。

効果額については、ごみの減量に伴うものと、封筒印刷業務等の削減効果として、307万9千円としております。

37 ページをご覧ください。「市債残高の適正管理」になります。一般会計市債残高、実質公債費比率、将来負担比率についてすべて令和2年度と比較して改善しておりますので、進捗状況は「順調」としております。

39 ページをご覧ください。「国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制」になります。令和3年度課税分より国保税の賦課限度額の改定を行ったり、県のヘルスアップ事業に参加し、特定検診未受診者への受診勧奨を行ったことで、基準外繰出金が減少しましたので、進捗状況は「順調」としております。

また、効果額については、過去5年間の基準外繰出金決算の平均額と令和3年度決算額の比較をしておりまして、1億2,270万4千円となっております。

41 ページをご覧ください。「公共下水道事業会計繰出金の繰出基準内への抑制」になります。公共下水道の適正な整備、維持管理とともに、経営改善を進め、繰出金の抑制を図ることができましたので、進捗状況は「順調」としております。

また、効果額については、過去5年間の基準外操出金決算の平均額との比較をしておりまして、4432万7千円と算出しております。

43 ページをご覧ください。「給与の適正化」になります。特別職の地域 手当の廃止や、人事院勧告に基づき期末手当の支給月数の引き下げを行い ましたので、進捗状況としては「順調」としております。効果額について は、取組の合計として1億141万9千円となっております。

45ページをご覧ください。項目 22「開かれた行政の実現」になります。 内部統制制度については、ガイドラインを策定し、令和 3 年 10 月から試行 運用を開始しております。また、行政サービス向上制度との重複部分について調整を行い、様式の整理等を行いました。

オープンデータの推進につきましては、既存公開データ5件のうち3件を更新し、新たに5件の新規データを公開しました。

予定どおり取組を行っておりますので、進捗状況については「順調」としております。

47ページをご覧ください。項目 23「柔軟な職員配置」になります。令和 3 年度の予定として、業務量調査に向けて、実施方法を調査、研究し、令和 4 年度の対象課を決定するなど試験実施に向けて準備を行うとしておりましたが、予定どおり対象課を決定し、具体的な仕様等について検討を行うことができましたので、進捗状況は「順調」としております。

以上が令和3年度の各項目の実施内容の概要となります。なお、この結果に関わらず、令和4年度以降の実施内容予定についても必要に応じて見直しを行っているものもございます。説明は以上です。

井上 繁委員長

ありがとうございました。それでは、質問等は何かありますでしょうか。

鈴木委員

37ページの「市債残高の適正管理」になります。まず、現状と課題というところで、プライマリーバランスとあるのですが、上尾はどういった状況なのでしょうか。埼玉県の平均と比べると、どのようになっているのでしょうか。

それと、未来へ繋ぐ財政基盤というふうになってるんですけど、上尾市の場合は具体的にはどのような基準を考え、どのような基準をクリアすれば、未来へつなぐ財政基盤を確立できると考えているのでしょうか。

それと、令和3年度の実施内容結果を見ますと、令和2年度の状況と比較をして見ているんですけど、例えば、実質公債費比率5%、それから将来負担比率10.9%という数字というのは、これを基準にして、令和7年まで比較していくのでしょうか。将来負担比率などは、上尾市行政改革プランの資料を見ますと、平成21年度が89%、平成26年度が34.9%、それから平成31年度12.8%と基本的に下がっておりまして、令和2年度が10.9%というふうになっているわけですけれど、どの辺までこれを下げていくつもりなのかを教えていただければと思います。

それとですね、各年度の実施内容予定の欄にあります、当初予算および 補正予算における事業採択に当たりとありますが、事業採択というのは予 算化のことではないのですか。例えば令和4年度でしたら、令和4年度の 当初予算は全部決まってますよね。各年度で、事業採択に当たり市債残高 を常に念頭に置いてとあるんですけど、この当初予算の年度がおかしいと 思うのですが。

事務局 (行政経営部長)

プライマリーバランスという考え方ですが、基本的に単年度で予算を組む時にお金を返す額よりも借りないという前提で毎年予算を基本的には最初は考えていくというような状況だと思います。要は借金を返す額よりも借金をしない。そうすればいずれは減っていくという、そういった考え方で予算を組んでいるというようなところでこのプライマリーバランスという言葉を使っているのではないかというふうに思っております。

それからどのぐらいが未来へつなぐ財政基盤かということにつきましては、確かにいろんな考え方があるんですけど、まず一つの目安となるのが要は将来のその支出に備えた基金の部分ですね財政調整基金等につきましても、基本的には一定の額を確保したいというところがありますので、標準財政規模の10%とかですね具体的な数字もあったとは思うんですけども、そういった将来に備えた基金も併せて予算を組み込むような考え方がこの未来へつなぐ財政基盤ではないだろうというふうに私は考えて解釈したところです。

事務局 (担当者)

将来負担比率というのが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率というのが定義になっておりますが、標準財政規模というのが上尾市ぐらいの大きさであれば、これぐらい行政コストがかかるというものになりますが、この額に対する現在の実質的な負債の比率ということになっておりますので、低ければ低いほどいいというのはあると思います。

ただ、様々な事情によって、借金しないといけないときはあるかと思います。絶対借金しないで市民の方が苦しむというのはまたちょっと違う話になってくると思うので、そこがこの事業採択の部分でやっていかなければいけない部分ですけれども、コントロールをしたいっていうところをちょっと数字として、毎年度しっかり追っていければと思っております。

これ以上行くと危ないという基準は各指標で国の方で示していると思いますが、上尾市としてこの数字ということで定めている数字はないのかなというふうに思っております。ある程度令和2年度の状況というのが、そんなに無理のないというか、危機的な状況ではない比率なのかなと思っておりますのでそこを基準に見て行ければと思っております。

数字をしっかり追っていくという部分に主眼を置いているっていうような取り組み項目というふうに捉えていただければいいのかなというふうに考えております。

鈴木委員

私が心配しているのが、借金は少ない方いいのはそうだと思うのですが、かといって事業は何もやらないというのは問題が出てくると思いますので、この辺の財政状況というか、上尾市の場合は良くもなく、悪くもなくほどほどのところなのかなとは思ってはいるのですが、どの辺が上尾市の理想的な数字になるのかなと思いました。

事務局 (行政経営課長)

今、こちら事務局が申し上げたように、目標の率は定めてはいません。 ただ特に上尾市の場合、施設の老朽化などが目立ってきておりますので、 今年度はいわゆる将来負担比率、いわゆる借金と貯金を比べたときに、貯 金もしくは、今後貯金となるものの方が大きいということで、一時的にマ イナスこの0以下になったということが考えられています。

ですので、来年どうなるかはまたわからないという意味では、目標は掲げていないんですけども、なるべく今の状況を維持することは当然望ましいと考えています。

参考までになんですけども、特にこういったなかなか財政指標はとっつきにくい数字でもあるので、令和3年度の実績にある②実質公債費比率のいわゆる国でいう危ないよというラインは25%と言われています。

あと今回マイナスで 0 以下となった将来負担比率については、国においては 350%これがもう危ない、いわゆるレッドラインと言われておりますので、鈴木委員のおっしゃる通り今の状況は悪くはないとは認識していますが、今後のその施設の更新等を踏まえたときには、まだまだいわゆる安心してはいられないっていうところで考えております。

高梨委員

先ほどの鈴木委員ご指摘の令和3年度実施内容予定の記述は令和4年度 当初なんじゃないかということで、私もその通りだと思いましたが。

事務局 (担当者)

令和4年度の実施内容のところは、令和5年度当初予算で令和4年度の 補正予算っていうところで、ご指摘の通りだと思いますので、こちらは修 正させていただければと思います。

山田委員

34ページの項目番号 17番になります。この中で企業立地ですとか、ネーミングライツ事業などを積極的にやられてて、すごい楽しみだなと思っているんですけれども、2点ありまして、企業立地を推進、マッチングとかやる中で、やはり優遇税制を合わせてお考えだと思いますが、優遇税制などは、どれぐらい本気でというか、令和4年度までは優遇税制に検討っていう項目が入っていますが、令和5年度以降はちょっと入ってないのですが、目処が立っているから入っていないのかという点と、ネーミングライツ事業と組み合わせて優遇みたいなことも考えられるのではないかと思いました。

ネーミングライツ事業は、今回、一社だったんですかね応募者が。だからもめなかったと思うんですけども、今後別の施設についても広げていって、応募者が増えたときに、審査基準みたいなものは、今現在あるのかどうかっていうのは何か変な名前が、たまたまね、今回ちゃんとした名前でしたけども、一般企業からネーミング募集するとなんか変な名前がきちゃうときに、どういう審査をするのかというのが心配なところです。その辺どのように対処されるのか教えてもらえればと思います。

事務局 (担当者)

まず優遇制度の方ですが、こちらについては令和4年度で記載がなくなっているというところなんですけれども、こちらまだ結論的なものは出ておりませんで、ただある程度やるのかやらないのかを含めて、結論は出していかないといけないというところで、令和4年度で決めたいということでの記載になっております。

あと、ネーミングライツ事業について名前とか、どういった審査の仕方なのかというところなんですけれども、今現在は応募の段階でこういう名前をつけたいというのを出していただいて、庁内の関係各課の職員で構成した委員会の方で、それが妥当かどうかっていうのを、決めさせていただいているという状況です。今回は1社だったのでおっしゃっていただいたようにスムーズにいった部分はあるんですけれども、場合によって、他市町村とかの事例で、あまり愛称自体をつけない方がいいんじゃないかみたいなところとかもあったりするので、ちょっとそこは慎重になりながらもやっていきたいなというところで進めているところでございます。

大野委員

41 ページの公共下水道事業会計繰出金の繰出基準内への抑制になりますが、適正な整備維持管理とともに経営改善を進めということで、ちょっと抽象的なので、普段から適正な維持管理はされてると思うので、具体的にどんなことをして、下がったのかっていうのが分かった方がいいんじゃないかと思いました。

事務局 (担当者)

ご意見ありがとうございます。ちょっと抽象的な書き方で、あまり具体 的な何か取り組みというのが書いていないんじゃないかというご指摘なの かなと思いました。こちらにつきましては、なかなかちょっと令和 4 年度 の実施内容予定を見ると、今回その使用料の適正周囲水準についての検討を行うというところも入ってきているんですけれども、こちらの会計を見るときに、いただける使用料などの収入の部分と、整備する工事の方でバランスを取っていくという状況でございます。ただその中で、優先的なところを先に整備するとかっていうところをやっていくことによってちょっとでも繰出金を少なくしていきたいっていうことで担当課の方からは伺っておりますので、ちょっとそこの細かい取組を集めてというか、そういうことで、このような記載になっております。

鈴木委員

27ページの図書館の関係の項目です。令和3年度に3年間の長期継続契約を行い、その後、令和6年度に図書館協議会へ諮問するとなっているのですが、契約の期間内に検討するということなのではないですか。次の契約やさらに委託契約じゃなくて指定管理者制度を検討するというふうになってますので、もっと早く諮問しなければならないのではないでしょうか。あと、図書館の建設というお話があったかとは思うのですが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

事務局 (行政経営部長)

教育委員会で今図書館全体の見直しを行っているところでございます。 それは今の上町にある本館をどうするか、それから各支所、公民館に入っている図書館との連携をどうするのか。その中で市全体の図書館の構想について検討しているところです。本館は老朽化しているという話は前からわかっている話で、そこも含めての検討については引き続き上平が終わったからということではなくて、教育委員会の方で行っているところです。

鈴木委員

図書館協議会の諮問というのは教育委員会で検討した後にするということですか。

それと指定管理者制度を導入する予定はかなりあるんですか。これ面白いと思うんですけど、がらっと図書館の雰囲気が変わる可能性もあり、面白いと思うんですけど。

事務局 (行政経営課長)

今の話でまず一つには図書館本館がどうなるかっていう話と、あとは今 行革であげているのは、図書館の主に窓口サービスをどうするかが、今、 ちょっと重なっている状況になっています。

ここで書いてある図書館協議会の話というのは、窓口サービスを今後ど うするかという話で、それを指定管理者制度導入も含めて、諮問という形 の検討という話になっております。

鈴木委員のおっしゃった通り、委託の3年間の終わりの時に、今後どうするか、諮問するということでは確かに遅いと思いますので、これは担当の図書館に改めて見直しの確認をさせていただきたいと思っております。

一方で本館のそもそもどうなるかというのは、今ちょっとこれとは別な動きをしておりまして、その整合性も大切だとこちらも認識しておりますので、まずはその本館をどうするかということの方がむしろ大きな話となりますので、それとの調整を合わせていきたいと考えております。

井上 繁委員長

様々な意見が出されまして、活発な議論がされたと思いますが、次に進めてよろしいでしょうか。

次第の「4その他」になります。事務局より何かありますか。

事務局 (担当者)

【その他事項について説明】

- ・次回委員会については、11月を予定している。日程が決まり次第、開催通知を送らせていただく。
- ・今回、希望いただいた方にはメールで開催通知を送らせていただきましたが、添付ファイルでの送付だとパスワードで開封いただく必要があった。今後はメールベタ打ちで開催メールを送付したいと考えているがよろしいか。

井上 繁委員長

2点事務局より説明がありました。1点目が次回の日程について、2点目が開催通知のメールについてですが、皆様ご意見ありますでしょうか。

なければ、その他事項についてはよろしいでしょうか。それでは、委員会としては了承ということになります。

その他、委員の立場から今日話題に出ていないことも含めていかがでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、議事は、ここで終了という ことにして、進行を事務局にお返しします。

司会 (行政経営部長)

井上委員長、進行ありがとうございました。本日は貴重なご意見を皆様から賜りまして誠にありがとうございました。

本日皆様からいただきました意見、それから提言それから修正等につきましては庁内で情報共有、特に個別でご指摘いただいた点につきましても修正させていただきまして、今後の行政運営に反映させていただきたいというふうに考えております。

以上をもちまして令和4年の第1回行政改革推進委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

以上